

鴻巣市地域防災計画

概要版

令和4年3月

鴻巣市

1. 地域防災計画とは

(1) はじめに

災害発生時には市や関係機関が一丸となり、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減や早期の復旧・復興を実現できるよう、災害に備える取組が求められています。

本資料を活用し、鴻巣市地域防災計画の概要を把握し、計画の関係箇所を参照した上で、いつ起こるか分からない災害に備えましょう。

(2) 地域防災計画策定の趣旨

鴻巣市地域防災計画（以下「市計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市に係る災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、鴻巣市防災会議（以下「市防災会議」という）が作成する計画です。

本市の地域に係る災害に対し、鴻巣市、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がその有する全機能を有効に発揮することにより減災に努め、もって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

(3) 計画の体系及び修正内容

市計画の基本となる国の防災基本計画は、平成27年3月の市計画の大幅な修正以降、平成27年（7月）、平成28年（2月・5月）、平成29年（4月）、平成30年（6月）、令和元年（5月）、令和2年（5月）、令和3年（5月）に修正され、災害対策基本法の改正や近年の甚大な被害をもたらした地震や風水害等の災害対応の教訓、関係法令・制度の改正を踏まえた内容修正がなされました。

また、令和2年（5月）の国の防災基本計画の修正にあわせ、令和3年（3月）に埼玉県地域防災計画の修正が行われました。

鴻巣市では国の防災基本計画や埼玉県の地域防災計画と整合を図る必要があることから、令和3年度に次の内容で修正を行いました。

関係法令等の改正を踏まえた主な修正		
分類	主な修正ポイント	主な掲載場所
①避難情報の変更	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保への変更	1編2章3節第1、2 配備基準 3編3章3節 避難対策
②避難行動要支援者の個別避難計画の努力義務化	各避難行動要支援者の個別避難計画の作成、適切な管理に言及	2編2章4節 要配慮者の安全確保
③住家の被害の程度の基準の更新	大規模半壊、中規模半壊、準半壊といった被害の程度を追加	3編1章2節第2、2(2) 住家の損失などの認定基準
埼玉県地域防災計画の修正を踏まえた主な修正		
分類	主な修正ポイント	主な掲載場所
①職員の動員体制の強化	危機管理課から他部署に異動して5年以内の職員を危機管理体制へ組み込むことを検討	1編2章3節第1、3(1) 職員の動員体制の強化
②感染症対策	避難所における新型コロナウイルス感染症対策、応援職員の感染症対策	2編5章 応援・受援計画 3編3章3節第5、1(8) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
③輸送オペレーションチームの設置	生活物資班等が調達した食料や防災用資機材等の輸送を一元的に担うチームを設置	1編2章3節第1、1市の活動体制の整備 3編3章7節第3 緊急輸送計画
④水害時の「自助」の強化	市民一人ひとりが早めに避難を実施するための「マイ・タイムライン」の活用	2編1章4節第3、3適切な避難行動に関する普及啓発 3編3章3節 避難対策
⑤南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	臨時情報発表時の対応に関する記載の追加	4編5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置
⑥医療救護活動の記載の充実	県が実施する保健医療活動チームの派遣等(DMAT、DPAT、DHEAT等)に言及	3編1章3節第1、3埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請
⑦避難所対策の記載の充実	避難行動要支援者や女性、性的少数者等への配慮	3編3章3節第5、1(4) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮 3編3章4節第2、1(3) 性的少数者に対する配慮
⑧避難所外避難者対策の追加	災害関連死を防ぐため、車中泊等の避難所外避難者に関する対策について追加	3編3章3節第5、2 避難所外避難者対策
令和元年東日本台風での市の対応の課題を踏まえた主な修正		
分類	主な修正ポイント	主な掲載場所
①配備基準の見直し	台風が接近する前の段階で、高齢者等避難を円滑に発令するため、市長を本部長とする緊急対策本部を設置し、全庁的な応急対策を行う。	1編2章3節第1、2 職員の配備基準 3編1章1節第1、2(2) 緊急体制
②市民等への情報伝達手段の拡充	台風接近時は、風雨が強まり、防災行政無線による放送が良く聞こえない事象が発生したことを踏まえ、令和3年度の防災行政無線の入替工事に伴う「防災ラジオ」の整備による情報伝達手段の拡充	2編1章2節第1 情報通信設備の整備 3編2章3節第2 市民への広報
③鴻巣市水害タイムラインの運用	事前に予測できる台風や大雨などによる大規模水害に対して、事前・事後の行動計画を定めた「鴻巣市水害タイムライン」を運用することに言及	3編3章3節第2 基準及び伝達方法
その他の修正		
分類	主な修正ポイント	主な掲載場所
①課名、班体制の見直し	最新の組織体制の反映、平常時の業務を勘案し、連携しやすい班体制の編成	1編2章3節第1 市の防災組織の確立
②時点修正	協定の追加、最新の国勢調査、想定最大規模の洪水浸水想定に基づく見直しなど	全体

(4) 計画の構成

市計画は、「総則」「共通編」「風水害対策編」「震災対策編」「個別災害対策編」の全5編で構成されています。また、計画に関連する資料等を「資料編」に整理しています。

編	章	主な記載内容
第1編 総則	第1章 総則	計画の基本的な考え方、市の概況と被害想定
	第2章 防災体制の強化	市の防災体制の強化、防災教育計画、防災訓練計画
第2編 共通編	第1章 災害予防・被害軽減	防災都市づくり、災害情報の収集伝達体制の整備、火災・水害・土砂災害予防
	第2章 市民の安全確保に対する備え	避難に対する備え、救急・救助、医療救護活動に対する備え、要配慮者の安全確保、帰宅困難者支援への備え
	第3章 市民の災害時の生活安定に対する備え	食料等の備蓄、応急給水体制の整備、環境衛生に対する備え、住宅確保に対する備え
	第4章 事業所等の事業継続に対する備え	防災教育、防災体制の整備
	第5章 応援・受援計画	支援の受入れ
	第6章 災害復旧・復興対策	生活再建等への支援、迅速な災害復旧、計画的な災害復興
	第7章 複合災害対策	複合災害発生時に備えた予防・事前対策、応急対策
第3編 風水害対策編 ・第4編 震災対策編	第1章 応急体制	市の活動体制、応援要請の実施
	第2章 情報の収集・伝達・広報体制	応急活動時の収集・伝達・広報を行う情報の種類や情報の流れ、処置
	第3章 市民の生命の安全確保	消防活動、水防活動、土砂災害防止、避難対策、要配慮者の安全確保等
	第4章 市民生活の安定確保の活動	飲料水・食料・生活必需品の供給、遺体の搜索、処理及び埋・火葬、障害物の除去、応急住宅対策等
	第5章（風水害対策編のみ） 大規模水害対策	大規模水害による広域避難や氾濫の抑制対策
	第5章（震災対策編のみ） 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	南海トラフ地震臨時情報に伴う市の対応措置
第5編 個別災害 対策編	第1章 大規模事故対策	鉄道、航空機の事故対策、放射性物質及び原子力発電所事故等の災害対策
	第2章 風水害・地震以外の自然災害対策	農作物等の災害、竜巻等突風災害、火山噴火降灰災害、雪害に対する対策

2. 市計画の概要

(1) 総則【第1編】

1) 総則【第1章】

○ 計画の基本的考え方【第1節】

市計画は、鴻巣市と関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、差し迫った危険への対応、発災時の対応、発災後の応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより減災に努め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

また、第6次鴻巣市総合振興計画や鴻巣市国土強靱化地域計画と整合を図るとともに、災害に対する全てのフェーズで備えを行うことで災害に強いまちづくりを推進します。なお、本計画の推進にあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念のもと、地域や関係機関等と協力・連携し、取組を進めていきます。

○ 市の概況と被害想定【第2節、第3節】

本計画の前提となる災害は、次の自然災害、大規模事故災害です。

計画の前提となる災害

	自然災害	事故災害
風水害対策編	台風等による大雨での浸水被害、土砂災害	
震災対策編	地震災害	
個別災害対策編	農作物等災害、竜巻等突風災害、火山噴火降灰災害、雪害	道路事故、危険物等事故、鉄道事故、航空機事故、放射性物質に関する事故災害

2) 防災体制の強化【第2章】

○ 市の防災体制の強化及び防災活動拠点とネットワークの整備【第3節、第4節】

市は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生する危険が差し迫った場合には、市災害対策本部条例に基づき災害対応に係る体制を実施します。

災害対策本部の機構、班体制・事務分掌、職員の配備基準は、最新の市の組織体制を反映するとともに、近年の被災事例の教訓等を反映して、以下のとおり設定しました。

● 災害対策本部の機構（※災害対策本部は、市役所新館に設置する。）

本部長	—	副本部長	—	本部員	—————	班
市長		副市長				市長政策室長、危機管理監、総務部長、財務部長、市民生活部長、こども未来部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、上下水道部長、吹上支所長、川里支所長、会計管理者、教育部長、議会事務局長
		教育長				

●各班の事務分掌

部	班	班の事務分掌
市長政策室 室長： 市長政策室長	情報収集班 (秘書課、総合政策課、財政課) 班長：秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。 報道機関に対する発表に関する事。 災害写真等の収集及び災害記録に関する事。 災害対策活動の広報に関する事。 被害情報等の収集及び整理に関する事。 本部長・副本部長の秘書に関する事。(秘書課) 災害対策本部会議運営の支援に関する事。 本部の対応状況の撮影、記録、保管に関する事。 災害視察者及び見舞客に関する事。(秘書課) 復興方針及び復興計画の策定に関する事。(総合政策課) 災害応急対策に関する予算措置に関する事。(財政課) 災害復興対策の予算に関する事。(財政課)
統括部 部長： 危機管理監	統括班 (危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部に関する事。 災害情報・気象情報に関する事。 避難情報に関する事。 危険物の安全確保に関する事。 国及び県への要請及び災害報告に関する事。 国及び県との連絡調整に関する事。 自衛隊及び他の市町村への応援要請に関する事。 他の市町村との連絡調整に関する事。 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請に関する事。 指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整に関する事。 受援に関する事。 市防災行政無線の管理、運用に関する事。 消防団の招集、配備に関する事。 自主防災組織との連絡に関する事。 救出活動に関する事。 災害救助法の適用申請に関する事。 本部の対応状況の撮影、記録、保管に関する事。 輸送オペレーションチームの結成に関する事。 復興対策本部の設置に関する事。 その他災害対策に係わる渉外に関する事。
総務部 部長： 総務部長 会計管理者	コールセンター班 (総務課、やさしさ支援課、契約検査課、会計課、監査委員事務局) 班長：総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの電話の問い合わせに関する事。 市民からの情報の整理及び処理に関する事。 災害対策本部の出納に関する事。(会計課) 人権侵害等防止に関する事。 ボランティア(通訳、翻訳)の把握・要請に関する事。(総務課)
	職員班 (職員課)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の動員に関する事。 応援職員の派遣に関する事。 災害従事者の損害補償に関する事。 職員の健康管理に関する事。 職員の心のケアに関する事。 職員の食事の配分に関する事。
	システム班 (ICT推進課)	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信システム機器に関する事。 災害対策本部会議運営の支援に関する事。
財務部 部長： 財務部長	資産管理班 (資産管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 市有財産の被害状況の集約に関する事。 公用車の配車及び借上げ自動車の確保に関する事。 燃料の確保に関する事。 避難所及び公共施設の応急危険度判定の支援に関する事。 被災建築物の応急危険度判定の支援に関する事。
	被害認定調査班 (税務課、収税対策課) 班長：税務課長	<ul style="list-style-type: none"> 家屋等の被害調査に関する事(災害復旧計画策定に必要な概況調査を含む)。 税の減免に関する事。 罹災証明に関する事。 被災証明に関する事。
市民生活部 吹上・川里支所 部長： 市民生活部長 吹上・川里支所 長	市民支援班 (市民課、自治振興課、吹上支所、川里支所) 班長：市民課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の安否情報の収集及び提供に関する事。 身元不明者等の情報に関する事。 行方不明者の搜索の受付に関する事。 総合窓口の設置及び市民からの各種相談の受付に関する事。 避難所外避難者の相談に関する事。 遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事。
健康福祉部 こども未来部 部長： 健康福祉部長 こども未来部 長	福祉班 (福祉課、障がい福祉課、こども応援課、保育課) 班長：福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 赤十字奉仕団等の応援要請及び受入れに関する事。 ボランティアの受入れに関する事。 市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 要配慮者の対策に関する事。 災害救助法の手続等に関する事。 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 義援金受理及び管理に関する事。

部	班	班の事務分掌
	保健医療班 (健康づくり課、介護保険課、子育て支援課、国保年金課) 班長：健康づくり課長	<ul style="list-style-type: none"> 保健所及び医療関係機関等との連絡調整に関する事。 医療救護班の編成に関する事。 医療救護所の設置に関する事。 医療救護全般に関する事。 避難者支援チームの結成に関する事。 負傷者の収容及び搬送に関する事。 防疫及び保健衛生に関する事。 衛生医薬品等の確保に関する事。 助産及び乳幼児の救護に関する事。 避難者のメンタルヘルスに関する事。
環境経済部 部長： 環境経済部長	環境衛生班 (環境課) 班長：環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理及び清掃に関する事。 し尿処理・ごみ処理施設等の被害調査に関する事。 動物保護対策に関する事。 仮設トイレ等に関する事。 住居敷地内の障害物の除去に関する事。 処理業者との連絡及び相互協力に関する事。 災害廃棄物の処理に関する事。
	生活物資班 (農政課、農業委員会、商工観光課、道の駅整備プロジェクト) 班長：商工観光課長	<ul style="list-style-type: none"> 農地・農業用施設・農作物等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。(農政課) 農業関係団体との連絡調整に関する事。 食料の調達に関する事。(農政課) 農業者に対する支援に関する事。(農政課) 死亡獣畜の処理に関する事。(農政課) 生活必要物資等の調達に関する事。(商工観光課) 企業との応急活動連携に関する事。(商工観光課) 商工団体との連絡調整に関する事。(商工観光課) 中小企業に対する支援に関する事。(商工観光課) 義援物資の受入れ、保管、仕分けに関する事。
都市建設部 部長： 都市建設部長	道路等応急復旧班 (道路課、都市計画課、市街地整備課、産業団地プロジェクト) 班長：道路課長	<ul style="list-style-type: none"> 道路施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 緊急輸送車両の確保に関する事。 交通規制に伴う交通誘導に関する事。 障害物の除去に関する事。 緊急輸送道路の確保に関する事。 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事。 土木建築関係業者との連絡及び相互協力に関する事。 避難場所(公園)の被害調査に関する事。 被害認定調査班との連携による災害復旧計画策定に必要な概況調査に関する事。 災害復旧事業に関する事。 災害復興対策に関する事。
	住宅応急復旧班 (建築住宅課) 班長：建築住宅課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所及び公共施設の応急危険度判定に関する事。 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 被災宅地危険度判定に関する事。 市営住宅の点検、復旧に関する事。 応急住宅(公営・民間賃貸住宅)の入居に関する事。 被害認定調査班との連携による災害復旧計画策定に必要な概況調査に関する事。 応急仮設住宅の建設に関する事。
上下水道部 部長： 上下水道部長	下水道班(下水道課、経營業務課) 班長：下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。
	水道班(水道課、経營業務課) 班長：水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水活動に関する事。 水道に関わる広報活動に関する事。 水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 応急資機材の調達に関する事。 水道関係業者との連絡及び相互協力に関する事。
教育部 部長： 教育部長	教育班 (教育総務課、学務課、学校支援課) 班長：教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全確保に関する事。 学校及び関係機関その他団体との連絡調整に関する事。 避難所の炊き出しに関する事。 避難所の開設及び運営に関する事。 教職員の動員に関する事。 学用品及び教科書の調達及び配分に関する事。 応急教育に関する事。 帰宅困難者対策に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課、スポーツ課、公民館) 班長：生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設及び運営に関する事。 文化財の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 帰宅困難者対策に関する事。
議会部 部長： 議会事務局長	議会班 (議会事務局) 班長：議会総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 議会に関する事。

●職員の配備基準

配備区分	配備基準		人員
警戒体制 (風水害等災害対策室を設置)	地震	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度4の地震が発生した場合 その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合 	「風水害等災害対策室実施要綱」に基づき、風水害等災害対策室長が当番班の職員に対し出動を指示
	風水害等	<ul style="list-style-type: none"> 気象注意報・警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合 その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合 	
緊急体制 (緊急対策本部を設置) 緊急対策本部長：市長	地震	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱の地震が発生した場合 その他緊急対策本部長が必要と認めた場合 	各班とも必要な人員 (各班 1/2 程度) (地震の場合) 自主参集 (風水害等の場合) 緊急対策本部長が出動を指示
	風水害等	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報が発表され、警戒体制では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 高齢者等避難を発令する場合 その他緊急対策本部長が必要と認めた場合 	
非常体制 (災害対策本部を設置) 災害対策本部長：市長	地震	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5強以上の地震が発生した場合 その他災害対策本部長が必要と認めた場合 	全職員 (地震の場合) 自主参集 (風水害等の場合) 災害対策本部長が出動を指示
	風水害等	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合 気象等に関する特別警報が発表された場合 避難指示等を発令する場合 荒川や利根川等の堤防の破堤のおそれがある場合 その他災害対策本部長が必要と認めた場合 	

- ※ 人員は災害の状況により、適時増員・減員を行う。 ※ 人員は避難所担当職員は除く。
 ※ 風水害に関して台風や大雨等による大規模水害は事前に予測ができることから、事前・事後の行動計画を定めた「鴻巣市水害タイムライン」を運用する。
 ※ 地震に関して「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

○ 防災教育計画及び防災訓練計画【第5節、第6節】

防災業務従事者の防災知識の向上及び技能の習得、市民に対する防災知識の向上等を図るため防災教育を行います。また、防災業務従事者の実戦的能力の醸成に努め、関係機関の連携等を強化するため、総合防災訓練をはじめとした防災訓練を実施します。

(2) 共通編【第2編】

1) 災害予防・被害軽減【第1章】

○ 防災都市づくり【第1節】

市の都市計画マスタープランに「防災都市づくり」の推進を位置づけるとともに、市街地の整備や防火・準防火地域の指定促進、建築物・構造物の安全化のほか、市民の参画等により災害に強い安全な都市づくりの具体化に努める。

○ 災害情報の収集伝達体制の整備【第2節】

災害に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するため、防災行政無線、防災ラジオ及び登録制メール等情報伝達体制の整備や、非常用電源の確保、情報処理・分析体制の整備等を推進します。

○ 火災・水害・土砂災害予防【第3節、第4節、第5節】

被害を未然に防ぐため、ハード面・ソフト面の両面での対策を県・関係機関と連携し、推進します。

2) 市民の安全確保に対する備え【第2章】

○ 避難に対する備え【第1節】

災害により住家が倒壊・焼失した被災者や被害の危険性が迫った市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定避難所や指定緊急避難場所等の指定・整備を推進するとともに、避難所等の周知、地域との連携強化や学校・病院等の防災上重要な施設の避難体制の強化、避難指示等の発令基準の周知を行います。

○ 救急・救助、医療救護活動に対する備え【第2節、第3節】

災害時における救急・救助活動が円滑に行えるよう、消防本部・消防団、医療関係機関及び自主防災組織等と連携を図り、救急・救助活動体制の整備に努めるとともに、緊急車両やヘリコプター等による搬送体制の整備や、平時からDMATや自衛隊の派遣依頼の手続き等について確認して迅速に対応できるよう備えます。

また、多数の傷病者に対応するため、平時から医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係機関との連携強化や医薬品等の確保による初期医療体制の整備を行います。

○ 要配慮者の安全確保【第4節】

平時から市が所有する個人情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、毎年更新するなど、災害時の避難支援や安否確認等に対する備えを進めます。また、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、避難支援を行うための個別避難計画を作成します。

3) 市民の災害時の生活安定に対する備え【第3章】

○ 食料・生活必需品等の備蓄・調達、応急給水体制の整備計画【第1節、第2節】

大規模な災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品飲料水等の備蓄、調達・輸送体制の整備を図ります。なお、食料・生活必需品の備蓄にあたり、最悪の事態を想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による災害が発生した場合に対応ができるよう、備蓄を進めるものとする。

○ 環境衛生に対する備え【第3節】

遺体の埋・火葬に対する備えとして、協定締結等により棺やドライアイス等の資材の確保や遺体収容所の確保、火葬場の確保を行います。防疫・衛生に対する備えとして、迅速な防疫活動ができるよう、所要人員の動員計画を作成したり、関係事業者や他自治体と災害時における防疫協力体制を整備するほか、防疫用薬剤や資機材の整備に努めます。

災害廃棄物処理対策は、仮置場や収集・運搬車両の確保と、仮置場の運営体制の検討を行うとともに、埼玉中部環境保全組合及び鴻巣行田北本環境資源組合によるごみ処理施設で対応できなくなった場合に備え、関係機関との連携を図ります。

○ 住宅確保に対する備え【第4節】

危険度判定用資材の備蓄や使用方法の習熟を図るとともに、判定士の確保に努めるほか、建設業者との間で応急修理資機材の調達に関して協力が得られる体制や、住家の被害

調査の実施に備えた必要備品や地図等の確保・ボランティア調査員（民間建築士）の確保のための体制の整備に努めます。

また、応急仮設住宅の確保に対しては、応急仮設住宅建設候補地の選定に努めます。

4) 事業所等の事業継続に対する備え【第4章】

企業は災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた対策を実施します。

また、市は商工会等と連携体制を構築する等、災害発生時に企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

5) 応援・受援計画【第5章】

○ 支援の受入れ【第1節～第4節】

応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めます。応援職員を受け入れる際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を徹底し、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。

6) 災害復旧・復興対策【第6章】

○ 生活再建等への支援【第1節】

市は、発災後早期に建物被害調査の実施体制、罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に罹災証明書を発行します。また、市福祉協議会や日本赤十字社と連携して、義援（見舞）金品の受付・受入・配分の手続きを行います。被災者の生活安定支援策については、埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支援金等といった各種制度に基づき支給するとともに、市税などの徴収猶予及び減免などの対策を行います。

○ 迅速な災害復旧【第2節】

災害発生後、市は被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国や県の財政援助及び助成計画を作成します。事業費が決定され次第速やかに災害復旧事業を実施します。

○ 計画的な災害復興【第3節】

復興に際しては、災害復興対策本部を設置し、災害復興計画を速やかに作成します。災害復興計画は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等の委員により構成される災害復興検討委員会を設置し、国の災害復興方針等に即して策定します。

(3) 風水害対策編・震災対策編【第3編、第4編】

1) 応急体制【第1章】

○ 市の活動体制【第1節】

災害対策本部の機構、各班の事務分掌、職員の配備基準は、本資料P6～9を参照。

職員の動員・参集においては、次の点に注意します。

- ① 職員は、初動対応マニュアルを参考に、あらかじめ定められた動員体制及び自己の任務を十分に習熟しておくこと。
- ② 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、勤務時間外であっても、特に命令のあった場合、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- ③ 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- ④ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集します。
- ⑤ 参集途上において、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集場所の責任者に報告すること。特に、公共施設、病院、道路、橋りょう等の被害情報は、できるだけ詳しく把握すること。
- ⑥ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行います。
- ⑦ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所、避難所等へ参集します。
- ⑧ 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集します。
- ⑨ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をはらい、自発的かつ速やかな行動を心がけること。

○ 応援要請の実施【第3節】

災害時において、市は、地方公共団体や各種団体との相互応援協定等に基づき要請を行うとともに、必要に応じて、県や自衛隊等への応援要請を行います。

応援要請後、関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受入れ体制を整えます。

2) 情報の収集・伝達・広報体制【第2章】

○ 災害情報の収集・伝達及び災害情報計画【第1節、第2節】

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、埼玉県災害オペレーションシステムで県に報告します。災害情報の収集にあたり、鴻巣警察署をはじめとした関係機関と相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達を行います。

必要に応じ、市の保有する無人航空機（ドローン）を活用した情報収集を行います。

2) 市民の生命の安全確保【第3章】

○ 消防活動【第1節（震災）】

消防本部は、「埼玉県中央広域消防本部消防計画」等に基づき、消防団は「鴻巣市消防団活動マニュアル」に基づき消防活動を実施します。

また、自主防災組織、事業所は、地域の安全を確保するため、初期消火に努めます。

○ 水防活動【第1節（風水害）、第2節（震災）】

荒川における水防活動は、荒川北縁水防事務組合（熊谷市・鴻巣市・行田市）及び市がそれぞれの管轄区域の水防活動を行い、元荒川をはじめとした市域の他の河川における水防活動は、市が河川管理者等と連携して実施します。

市は、市域の河川及び道路冠水の発生しやすい箇所等の警戒・監視活動や、市内各所に設置されている各排水機場の操作、台風等による増水時の消防団出動前の情報収集、巡視等を行います。

○ 土砂災害防止【第2節（風水害）、第3節（震災）】

市及び県は局地的な降雨等の情報把握、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めます。土砂災害の発生が予想される場合、市民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、注意喚起や警戒避難等の指示・伝達を行います。

○ 避難対策【第3節（風水害）、第4節（震災）】

● 避難に関する発令の基準と内容

種別	基準	
	風水害時	地震時
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想されるとき。 ・荒川、利根川、小山川、福川の対象となる基準水位観測所の避難判断水位を超え、なお水位の上昇が認められ、高齢者等避難の伝達が必要なとき。 ・その他高齢者等避難の伝達が必要なとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想されるとき。 ・その他高齢者等避難の伝達が必要なとき。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合。 ・気象や河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測されるとき。（災害救助法の適用基準に匹敵する災害） ・荒川、利根川、小山川、福川の対象となる基準水位観測所の氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇が認められ、避難を要すると判断するとき、または、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・その他市長が避難を要すると判断するとき。 ・条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現場に残留者がある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象台から地震など災害に関する警報、特別警報が発せられ避難を要すると判断されるとき ・関係機関から地震など災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき ・急傾斜地の崩壊による著しい危険が切迫しているとき ・火災が拡大するおそれがあるとき・当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合

※ 風水害に関して台風や大雨等による大規模水害は事前に予測ができることから、事前・事後の行動計画を定めた「鴻巣市水害タイムライン」の発動を検討し、上記の基準に達しない場合でも避難情報の発令を行う。

●避難所の運営

市は、長期的な避難が想定される場合、自治会及び自主防災組織と連携して避難所の自主運営に努めます。避難所運営にあたっては、避難所運営マニュアルに基づき行うとともに、避難者名簿等の整備や、要配慮者や女性、性的少数者への配慮、避難者の健康管理や感染症対策、避難者と共に避難した動物の取扱いなどに留意します。

○ 要配慮者の安全確保【第4節（風水害）、第5節（震災）】

市は、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画等を活用し、安否確認を実施するほか、生活物資の供給や相談窓口の開設など避難生活の支援を行います。

避難所における要配慮者に対しては、生活空間の提供への配慮や、県による災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所に派遣して介護や相談業務等の福祉的支援に協力します。

また、外国人に対しては、安否確認や避難誘導、語学ボランティア等の協力を得て情報提供や相談窓口の対応を行います。

○ 帰宅困難者への対応【第6節（震災）】

帰宅困難となった通勤・通学者等に対し、適切な情報の提供、避難所への一時収容、保護・支援、代替交通手段の確保などの帰宅活動への支援対策を県及び鉄道機関、NTT、報道機関と連携し実施します。

○ 救急・救助、医療救護活動【第5節（風水害）、第7節（震災）】

市は、消防機関や警察等の関係機関と連携し、救急・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施します。

○ 交通対策【第6節（風水害）、第8節（震災）】

災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保します。

市は、応急活動を円滑に行えるよう、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両について、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請し、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けるよう努めます。

○ 緊急輸送【第7節（風水害）、第9節（震災）】

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、鉄道、バス、トラック協会などの各輸送事業者と連携し、車両等の調達、配車計画、緊急輸送計画を策定し輸送力を確保します。

市の輸送体制は、統括班が中心となり、食料、物資、輸送に係わる各班職員が民間物流事業者と連携した「輸送オペレーションチーム」を編成し、物資輸送に関する情報を一元的に管理し、関係各班と連携して支援物資の配送の指示を行います。

3) 市民生活の安定確保の活動【第4章】

○ 飲料水・食料・生活必需品の供給【第1節】

災害時に、被災者及び災害救助に従事者に対して食料、生活必需品を供給します。

○ 環境衛生【第2節】

被災地における仮設トイレ等のし尿処理、生活ごみ及びがれきの収集・運搬・処分、損壊家屋の解体、環境汚染が懸念される廃棄物の処理を適正に実施します。また、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に被災地区の家屋及び避難所等の消毒や害虫駆除などの防疫活動ができるように保健医療班の組織を明確にし、所要人員の動員計画の作成、防疫用資器材の備蓄及び調達を行います。

○ 遺体の搜索、処理及び埋・火葬【第3節】

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行い、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施します。

○ 障害物除去【第4節】

災害に際して、土砂、立木、放置車両等の障害物を速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図ります。

○ 公共施設等の応急対策【第5節（震災）】

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、市及び事業者、関係機関が相互に連携を図ります。施設管理者に対して、混乱の防止措置や火災予防などの応急対策の実施に関する指導を行うほか、市の公共施設に対する応急危険度判定や被災度区分判定調査、各事業者によるライフライン施設や交通施設の応急対策を実施します。

○ 応急住宅対策【第6節（風水害）、第7節（震災）】

●被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定

市は、応急危険度判定が必要と認めた場合、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定を実施します。あわせて崩壊の危険性がある宅地に対して、被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施し、宅地の二次災害を軽減・防止し安全を確保します。

●応急修理

市は、災害救助法が適用されたとき、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行います。

●応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用され応急仮設住宅が必要と認められる場合、市は利用可能な公的住宅等の空室の状況や必要な応急仮設住宅の建設戸数を県に報告します。

供給にあたっては、要配慮者優先的に入居させるなどの配慮に努めます。

○ 文教対策【第7節（風水害）、第8節（震災）】

災害時において、幼児、児童・生徒及び学生の生命及び身体の安全に万全を期すとともに、校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保や早期の授業再開、継続に係る応急教育などを実施します。

○ 農地・農業の応急対策【第8節（風水害）、第9節（震災）】

農地及び農作物等に対する応急対策や、家畜の応急対策を実施し被害を軽減します。

4) 大規模水害対策【第5章（風水害対策編）】

本市は、利根川及び荒川の浸水想定区域にあり、大規模浸水被害が想定されています。そのため、市地域防災計画においても大規模水害対策として、県計画における浸水想定を整理するとともに、大規模水害による被害を軽減するため、県と連携し次の対策を講じます。

- ・ 適時・的確な避難の実現
- ・ 応急対応力の強化と重要機能の確保
- ・ 地域の大規模水害対応力の強化
- ・ 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- ・ 防疫及び水害廃棄物処理対策

5) 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置【第5章（震災対策編）】

県は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達することになっています。市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

（4）個別災害対策編【第5編】

1) 大規模事故対策【第1章】

○ 道路事故対策【第1節】

多数の死傷者が発生する大規模な交通事故や、危険物を積載するタンクローリー等の事故が発生した場合は、被害の軽減や二次災害を防ぐため、市は、必要に応じて情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施します。

○ 危険物等事故対策【第2節】

ガソリンなど石油類をはじめとした危険物、高圧ガス、火薬類による火災や爆発、毒物・劇物の漏えい・流出による被害、サリン等による人身被害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して危険物の流出・拡散防止や危険箇所への立ち入り禁止、避難誘導等の措置などの対策を実施します。

○ 鉄道・航空機事故対策【第3節、第4節】

列車や航空機の事故により、多数の死傷を伴う事故が発生した場合、県や鉄道・航空事業者等と連携して、情報の収集、広報、乗客及び周辺住民の安全の確保のための避難、救出、救助等の活動を円滑に実施します。

○ 放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策【第5節】

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定されます。

さらに、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所においては、これらの発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等が大気中に飛散する等の事故が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図ります。

これらの対策としては、国・県などが行う主体的な対策と綿密に連携し、飲料水・飲食物の摂取制限や市民の健康調査等の必要な措置を行います。

2) 風水害・地震以外の自然災害対策【第2章】

○ 農作物等災害対策【第1節】

農作物等の被害軽減のため、農業関係機関と連携した異常気象時の被害防止措置、病虫害発生時の被害の拡大防止等の技術指導や被害の報告体制の整備を行います。被害が発生した場合は、市及び県、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行います。

○ 竜巻等突風災害対策【第2節】

市内において、気象の変化（空が暗くなる、大粒の雨やひょうが降り出す等）がみられ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで市域が「発生確度2」の範囲に入った場合には、市民に対して情報伝達を行います。

また、竜巻の発生が確認された場合は、がれきの処理等を迅速に行い、早期の生活再建を行います。

○ 火山噴火降灰災害対策【第3節】

火山噴火に伴う降灰による被害について、各家庭から排出された火山灰の回収は、市が実施します。また、各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施します。

道路や鉄道の被害は火山灰を的確に除去することで被害を大幅に軽減することが可能なことから、火山灰除去の経験をもつ関係機関と広域的な応援体制が取れるよう検討します。

○ 雪害対策【第4節】

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を目的として、除雪・融雪資機材の保守点検や降雪時の交通規制の決定方法等についてあらかじめ検討を行うほか、市民に対する雪害の危険性や雪害対策の留意点に係る普及啓発を行います。

雪害が発生した場合は、市が管理する道路のうち、防災活動拠点や駅と緊急輸送道路をつなぐ路線の除雪作業を優先して行うとともに、駅ロータリー及び公共施設の除雪を行います。